

令和3年6月

伊那中央行政組合議会臨時会議案書

令和3年6月28日

令和3年6月伊那中央行政組合議会臨時会議案目次

議案第1号	監査委員の選任について……………	1
議案第2号	公平委員会委員の選任について……………	4
議案第3号	和解することについて……………	7
議案第4号	令和3年度伊那中央病院事業会計第1回補正予算について……………	9

## 監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

## 記

氏 名	生 年 月 日	住 所	選出区分	備考
百瀬 輝和	昭和 34 年 5 月 22 日	長野県上伊那郡南箕輪村 181 番地 8	議会選出	新任

令和 3 年 6 月 28 日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝

## （提案理由）

中澤清明委員が令和 3 年 4 月 26 日付けをもって辞職したことに伴い、上記の者を監査委員に選任したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は議員の任期であり、委員の略歴は別紙のとおりであります。

# 略 歴

もも せ てる かず  
百 瀬 輝 和

昭和34年 5月22日生（満62歳）  
本 籍 長野県上伊那郡南箕輪村181番地8  
住 所 長野県上伊那郡南箕輪村181番地8  
政 党 公明党

## 最 終 学 歴

昭和57年 3月 大同工業大学建設学部卒業

## 職 歴

自 昭和57年 4月 株式会社竹中建築設計事務所  
至 昭和63年 2月  
自 昭和63年 3月 五味鉄構 株式会社  
至 平成11年 1月  
自 平成11年 2月 株式会社 南建  
至 平成14年10月  
自 平成14年11月 SUNRISE建築アドバイザー  
至 平成20年11月  
自 平成20年11月 株式会社SUNRISE建築  
至 現 在

## 公 職 歴

自 平成23年 4月 南箕輪村議会議員  
至 現 在  
自 平成23年 5月 南箕輪村監査委員  
至 平成25年 5月  
自 平成25年 5月 南箕輪村議会議会運営委員会副委員長  
至 平成27年 4月

自	平成 27 年	5 月	南箕輪村議会総務経済常任委員会委員長
至	平成 29 年	5 月	
自	平成 29 年	5 月	南箕輪村議会副議長
至	平成 31 年	4 月	
自	令和 元年	5 月	南箕輪村議会総務経済常任委員会委員長
至	令和 3 年	5 月	
自	令和 3 年	5 月	南箕輪村議会議長
至	現	在	

## 公平委員会委員の選任について

下記の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

## 記

氏 名	生 年 月 日	住 所	備考
藤澤 秀敬	昭和 28 年 7 月 23 日	長野県伊那市西町 6 2 5 0 番地	再任

令和 3 年 6 月 28 日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝

## （提案理由）

藤澤秀敬委員が令和 3 年 6 月 27 日付けで任期満了となることに伴い、上記の者を公平委員会の委員に選任したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は 4 年、略歴は別紙のとおりであります。

# 略 歴

ふじ さわ ひで たか  
藤 澤 秀 敬

昭和 28 年 7 月 23 日生 (満 67 歳)

本 籍 長野県伊那市坂下 3 3 0 9 番地

住 所 長野県伊那市西町 6 2 5 0 番地

政 党 自由民主党

## 最 終 学 歴

昭和 51 年 3 月 東京理科大学工学部卒業

## 職 歴

自	昭和 51 年	4 月	シェル石油株式会社
至	昭和 53 年	3 月	
自	昭和 53 年	4 月	伊那バス株式会社
至	平成 11 年	5 月	
自	平成 11 年	5 月	伊那バス株式会社代表取締役社長
至	平成 25 年	5 月	
自	平成 11 年	5 月	伊那タクシー株式会社代表取締役社長
至	平成 25 年	5 月	
自	平成 11 年	5 月	アイ.ビー自動車工業株式会社代表取締役社長
至	平成 25 年	5 月	
自	平成 19 年	1 月	伊那バス観光株式会社代表取締役社長
至	平成 25 年	5 月	
自	平成 25 年	5 月	伊那バス株式会社代表取締役会長
至	現	在	
自	平成 25 年	5 月	伊那タクシー株式会社代表取締役会長
至	現	在	
自	平成 25 年	5 月	アイ.ビー自動車工業株式会社代表取締役会長
至	現	在	
自	平成 25 年	5 月	伊那バス観光株式会社代表取締役会長
至	現	在	

## 公 職 歴

自	平成16年11月	伊那商工会議所副会頭
至	平成25年10月	
自	平成20年1月	公益社団法人長野県バス協会会長
至	平成27年6月	
自	平成22年10月	公益社団法人日本バス協会副会長
至	平成26年9月	
自	平成23年5月	一般社団法人伊那法人会会長
至	現 在	
自	平成25年7月	伊那工場事業場防犯協会会長
至	現 在	
自	平成29年5月	伊那市公平委員会委員
至	令和3年5月	
自	平成29年6月	伊那中央行政組合公平委員会委員
至	令和3年6月	
自	令和2年6月	一般財団法人長野県交通安全協会会長
至	現 在	
自	令和3年5月	伊那市公平委員会委員
至	現 在	



和解することについて

下記の民事調停において調停条項を受諾し、損害賠償の額を定めることについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条第 2 項に基づく伊那中央行政組合病院事業の設置等に関する条例（平成 11 年伊那中央行政組合条例第 3 号）第 6 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 和解の相手方 下伊那郡松川町在住 女性

2 和解の内容

申立人は、涙丘が露出して両目の白目部分が外側に比べて少し広く見えたことから伊那中央病院にて目頭形成及び目尻切開の手術を受けた。

手術後の経過は良好であったが、手術後の状態に苦慮し、手術及び手術後において損害を受けたものとし、伊那簡易裁判所に調停を申し立てた。

しかしながら、早期解決のため双方の真摯な協議のもと調停により解決を図るものである。

3 和解条項について

(1) 伊那中央行政組合は、申立人に対し、本件に関する解決金として 100 万円の支払いをする。

(2) 伊那中央行政組合は、本件の調停合意について議会の議決を求め、議会の可決を受けることを停止条件とし、申立人に対し、前項の金員を、議会閉会后 1 か月以内に、申立人の指定する口座に振り込む方法で支払う。ただし、振込みに要する費用は、伊那中央行政組合の負担とする。

(3) 申立人は、第三者に対し、本件に関する一切の事項及び本調停合意の存在及び内容を開示しない。申立人及び伊那中央行政組合は、互いに第三者に対して、相手方を誹謗中傷する言動をなさない。本項にいう第三者には、関係諸官庁、あらゆるマスコミ・Web・SNS 等を通じた不特定多数を当然に含むがこれに限られない。

(4) 申立人と伊那中央行政組合は、本調停条項に定めるもののほか、申立人と伊那中央行政組合との間には何らの債権債務がないことを相互に確認し、本件について、今後、申立人及びその親族は、伊那中央行政組合、伊那中央病院に所属し、又は所属していた医師、看護師及びその職員に対して、いかなる請求、訴訟、調停及びその他一切の異議申立てを行わないことを誓約する。

(5) 調停費用は各自の負担とする。

4 和解の期日について

伊那中央行政組合議会承認後とする。

令和3年6月28日提出

伊那中央行政組合長 白鳥 孝

令和 3 年度伊那中央病院事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度伊那中央病院事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 28 日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝